



埼玉県報

第 2 6 5 0 号
平成26年11月28日
金 曜 日

目 次

規則

- [県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

告示

- [自衛官の募集に関する告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [平成21年埼玉県告示第821号\(不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分を示す証明書の様式に係る告示\)の一部を改正する告示\(消費生活課\)](#)
- [久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [森林法第189条の規定に基づく告示\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)

- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [児玉都市計画緑地事業の事業計画の認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道南飯能線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷野田線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [中川流域下水道終末処理場第2沈砂池ポンプ棟築造土木工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則八―五

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則（埼玉県人事委員会規則八―一）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項」に改める。
様式中「~~設~~置」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第二号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四労働基準監督機関の職権行使に関する事務の項事務局長専決事項の欄6中「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生（男子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する資格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十六年十二月二日（火）から平成二十七年一月九日（金）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成二十七年三月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十七年一月十二日（月）

平成二十七年一月十三日（火）

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八 八三一 六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

- イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS 1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所
(電話〇四八 六五一 二四二〇)
- ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所
(電話〇四 二九二三 四六九一)
- ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所
(電話〇四八 四六六 四四三五)
- ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所
(電話〇四八 五二二 四八五五)
- ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所
(電話〇四九四 二二 六一五七)

告 示

埼玉県告示第五百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 World Sports Family
- 三 代表者の氏名
小肥 知広
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市喜沢南二丁目九番十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、活動地域の老若男女国籍問わずすべての人に対し、スポーツの普及・振興に関する事業や、コミュニティづくりの活動を通じて、地域の健康増進や子育て環境の向上といった広くまちづくりに寄与すると同時に、この活動を全国、世界へ発信・拡大していくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はまや
- 三 代表者の氏名
橋本 俊弘
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市大字下唐子千五百九十四番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は就労継続支援事業B型とリサイクル事業を通じて障害を持つ方に対して働く場の提供を行い、誰もが自立できるような地域社会を創造し、福祉の増進と環境保全に貢献することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千五百十二号

秩父市及び加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	果	の調査を行った地区	年 月 日
秩父市	平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図二十五枚 地籍簿 一冊	大達原第三	（大滝の一部）	平成二十六年 十一月二十一 日
秩父市	平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図三十二枚 地籍簿 一冊	小双里第一	（大滝の一部）	平成二十六年 十一月二十一 日
加須市	平成二十年度 平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図二十四枚 地籍簿 一冊	飯積	（飯積の一部）	平成二十六年 十一月二十一 日

告 示

埼玉県告示第千五百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろっ

二 代表者の氏名

原 博 子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目五番二十号

四 当該認定の有効期間

平成二十六年十一月二十八日から平成三十一年十一月二十七日まで

告示

埼玉県告示第十五百十四号

平成二十一年埼玉県告示第八百二十一号（不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分を示す証明書の様式に係る告示）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から施行する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

様式（表）中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改め、同（裏）を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査等）

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその事業者若しくはその事務のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその若しくはその事務に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任等）

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

（罰則）

第17条 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

（都道府県が処理する事務）

第10条 法第12条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第4条第2項、第6条及び第9条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第6条の規定による命令が行うたため必要があると認められる場合）は、不当な景品類の提供又は表示が行われた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（略）

告 示

埼玉県告示第千五百十五号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者	サービスの種類	指定年月日
八潮中央訪問看護ステーション	八潮市緑町一	医療法人社団協友会	介護予防訪問看護	平成二十六年九月一日
医療法人社団康寧会 立川九一三七 マ康寧会 歯科医院 桶ルエツ桶川店 川診療所 内	桶川市西二	医療法人社団マ康寧会	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年七月一日
平成薬局	川口市東川口	株式会社エスシーグループ 管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十一月一日
あったかホーム飯能 △飯能	飯能市大字双株 柳五四七一二穂の道	株式会社稲穂 生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十六年十一月一日
デイサービスぬくもり	入間市大字南 峯三六四一屋産業	守通所介護 介護予防通所介護	通所介護 介護予防通所介護	平成二十六年十一月一日
春日部クローバ薬局	春日部市谷原 新田二二四スリーグループ	株式会社エスシーグループ 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十一月一日
戸田鈴薬局	戸田市本町四 一〇二	株式会社エスシーグループ 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十一月一日
桶川クローバ薬局	桶川市西一 五一六	株式会社エスシーグループ 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十一月一日

前店	局	すずらん薬局	つきのわく	前店	薬局	おがわまち	野台店	ヘルスファ	高野台薬局	局	杉戸中央薬局	薬局	おがわまち
Nビル一階	大袋駅	越谷市袋山一	比企郡滑川町	一四	日赤小川一五二〇	比企郡小川町	一〇二二	北葛飾郡杉戸	北葛飾郡杉戸	町杉戸二一	北葛飾郡杉戸	大塚三二一八	比企郡小川町
	ニイス	有限会社	株式会社	プ	スীগール	株式会社	プ	株式会社	株式会社	スীগール	株式会社	スীগール	株式会社
管理指導	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	管理指導	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	管理指導	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導
	月一日	平成二十六年九月一日	平成二十六年十一月一日		一月一日	平成二十六年十一月一日		一月一日	平成二十六年十一月一日	一月一日	平成二十六年十一月一日	一月一日	平成二十六年十一月一日

	ウエルシア 薬局 北鴻 一 一 一 二 薬局株式会 社	ウエルシア 加須市根古屋 ウエルシア 薬局株式会 社	ウエルシア 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 一月一日
根古屋店	ウエルシア 薬局 騎西 六五一一七	ウエルシア 薬局株式会 社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 一月一日
じみ野薬局	ドラッグセ ふじみ野市大 株株式会社富 居宅療養管理 指導 イムス ふ 井二一七一九 士薬品	富居宅療養管理 指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年七 月一日
医療法人社 団 桐和会 川口さくら 病院	川口市神戸二 医療法人社 団 桐和会 設	医療法人社 団 桐和会 設	介護療養型医療施 設 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年九 月一日
西村ハート クリニック	上尾市宮本町 医療法人社 昌美会	昌美会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年七 月一日
駅前二〇二	イタワ上尾			

告 示

埼玉県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		変更事項		変更前		変更後		機関種別名	
草加調剤薬局		所在地		草加市松原五ノ一 一七		草加市松原五ノ一 二一六四		居宅療養管理指導	
デイサービスセンター さくら		所在地		所沢市東狭山ヶ丘 丘六ノ二八三三 四一八一		所沢市小手指町 一		通所介護	
名称		名称		康寿園デイサービスセンター		デイサービスセンター さくら		通所介護	
ケアセンター 明和		所在地		狭山市北入曾五 四七〇		狭山市狭山台三 一二五一		居宅介護支援	
デイリゾート MOYA オア		名称		デイサービスセンター 桃や		デイリゾート MOYA オア		通所介護	
フ				フ		フ		介護予防通所介護	
ケアプラン MOYA		名称		居宅介護支援センター 桃や		ケアプラン MOYA		居宅介護支援	
エフビー介護サービス株式会社 熊谷営業所		所在地		熊谷市上奈良一 〇八九三		熊谷市新島一四 八一四		特定介護予防福祉用具販売	
								福祉用具貸与	
								特定福祉用具販売	
								介護予防福祉用具貸与	

えが お介 護サ ポ所 在地	所沢市若狭四一 二四六八一―一五 一〇五	所沢市若狭四一 二四六八一―一五 一〇二	居宅介護支援
デイサー ビスア 名称	茶話本舗デイサ ービス戸田	茶話本舗デイサ ービス戸田	通所介護
医療生協 さいた 所在地	蕨市南町三一 二川口市南町一 五―九	一―二四	介護予防訪問介護
まへ ルパ ース テ ー シ ョ ン す こ や	五―九	一―二四	
ソフ ィア Da y 名 称	茶話本舗デイ サソフィア Da y	ソフィア Da y	通所介護
House 草 加	ービス草加 青柳 House 草	ービス草加 青柳 House 草	
青柳 亭	亭	加青柳 亭	
デイリ ゾー トM 名 称	デイリ ゾー トM	デイリ ゾー トM	通所介護
OMOYA バリ	OMOYA	OMOYA バリ	介護予防通所介護
デイサー ビスア 名 称	茶話本舗デイ サービス川 口上	茶話本舗デイ サービス川 口上	通所介護
ツプ ル川 口上	ービス川 口上青 ツプ ル川 口上	ービス川 口上青 ツプ ル川 口上	
青木	木	木	
ソフ ィア Da y 名 称	茶話本舗デイ サソフィア Da y	ソフィア Da y	通所介護
House 川 口	ービス川 口新井 House 川 口	ービス川 口新井 House 川 口	
新井 町	町	新井 町	
えが お介 護サ ポ所 在地	所沢市若狭四一 二四六八一―一五 一〇五	所沢市若狭四一 二四六八一―一五 一〇二	介護予防訪問介護
ト	一―〇五	一―〇二	訪問介護
訪問看護 ステ ー シ ョ ン あ お ぞ ら	草加市八幡町一 三三二六一―	草加市八幡町七 四三一五	訪問看護 介護予防訪問看護

告 示

埼玉県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり再開の届出があった。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

ア ー ス サ ポ ー ト 上 尾				名 称
上 尾 市 中 妻 二 一 一 六 一 八				所 在 地
介 護 予 防 訪 問 介 護	訪 問 介 護	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	訪 問 入 浴 介 護	サ ー ビ ス の 種 類
日 平 成 二 十 六 年 十 月 一				再 開 年 月 日

告 示

埼玉県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
きむら歯科クリ ニック	春日部市藤塚一〇五 三―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年五月 三十一日
ウエルシア薬局 久喜青葉店	久喜市青葉四―八― 二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年九月 三十日
スギ薬局東みず ほ台店	富士見市東みずほ台 二―六―四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年九月 三十日
おがわまち薬局	比企郡小川町大塚三 二―八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十一年十一 月三十日
東川口訪問看護 ステーション	川口市東川口二― 六―一―〇二	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十六年十二 月一日
アースサポート 所沢	所沢市並木三― 六―一―〇七	訪問入浴介護 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問入浴 介護 介護予防訪問介護	平成二十六年十一 月三十日

告 示

埼玉県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

開設者	名称	所在地	指定年月日
開設者 峯岸 成	名称 みねぎし耳鼻 咽喉科クリニ ック	所在地 川口市芝宮根町一 一三	指定年月日 平成二十六年十月 一日
医療法人 竹 内眼科	竹医療法人 竹 内眼科	竹川口市幸町二一三 一五	平成二十六年九月 一日
鎗水 隆	新井宿駅前内 科クリニック	川口市新井宿四〇 一ニ	平成二十六年十月 六日
医療法人社団 成慶会	本町福島クリ ニック	加須市本町六一三 三	平成二十六年十月 一日
八木 義和	上尾メンタル クリニック	上尾市上町一一 一五 市川ビル 六F	平成二十六年十一 月一日
医療法人社団 嬉泉会	嬉泉会 春日 部嬉泉病院附 属クリニック	春日部市中央一 一四	平成二十六年十一 月一日
本家 宏之	さいたま往診 クリニック	富士見市鶴瀬東一 一六一一 鶴瀬 SSビル一階B	平成二十六年九月 一日
医療法人社団 東飯会	熊谷中央眼科	熊谷市広瀬八七一 七	平成二十六年八月 一日
医療法人 蘇 陽会	千田医院	児玉郡美里町根木 一〇七一	平成二十六年九月 一日
西谷 弘美	なごみ診療所	白岡市野牛一三二 八一二一三〇二	平成二十六年十月 二日

野城 聡志	ひまわりクリニックス	熊谷市本石二丁目三八	平成二十六年九月一日
秋月至	志木内科・小児科クリニックス	志木市本町五丁目九一五	平成二十六年九月一日
清水 百合恵	しみずヒフ科 医院	川口市戸塚二丁目五一〇	平成二十六年十一月十日
中島 秀登	中島眼科	新座市野火止七丁目五一七六	平成二十六年十一月一日
青沼 佳代	在宅クリニックス ハートフル熊谷	熊谷市銀座一丁目三	平成二十六年十一月四日
医療法人 狭山病院	西所沢くすのき台クリニックス	所沢市くすのき台一丁目九一	平成二十六年十月一日
今井 元	愛里歯科	草加市草加四丁目一	平成二十六年十一月一日
医療法人社団 新世クリニックス 歯科	にこにこ歯科	朝霞市三原三丁目一六	平成二十六年十一月一日
山崎 法子	ユアデンタル クリニックス	狭山市新狭山三丁目九一	平成二十六年七月一日
狭山	新九一	九一F	

医療法人社団医療法人社団草加市谷塚一	平成二十六年九月	ハイツデンタル二四三	プラ十一日	ルクリニツク	ハンヴェール谷塚	イツデンタルク	駅前一〇四号	岩佐拓也	岩佐歯科医院	越谷市西方二一	平成二十六年十月	石井洋幸	籠原COCO歯科	熊谷市籠原南二	平成二十六年十月	住友啓史	クローバー歯科	久喜市桜田二一	平成二十六年十一	クリニツク	六一一	ベスタ月一日	東鷲宮内	大洋薬品株式会社	エース薬局	所沢市緑町二一	平成二十六年八月	株式会社	オプラザ薬局	草加市草加二一	平成二十六年十月	オノ	市立病院前	二〇一九	一日	株式会社	エアサヒ薬局	川口市新井宿四	平成二十六年十月	dee	口店	〇一ニ	一日	水村商事	有ひばり薬局	新座市栗原五一	平成二十六年九月	有限会社	エルサカ工薬局	深谷市岡二九九	平成二十六年十月	ケア	一五	一日	株式会社	ケひばり薬局	上尾市上町一一	平成二十六年十一	アプランニン	尾駅前店	一一五	市川月一日	ビル一階	株式会社	メ伊奈オリブ薬	北足立郡伊奈町	平成二十六年七月	デックス	局	栄三一一五	四	一日
--------------------	----------	------------	-------	--------	----------	---------	--------	------	--------	---------	----------	------	----------	---------	----------	------	---------	---------	----------	-------	-----	--------	------	----------	-------	---------	----------	------	--------	---------	----------	----	-------	------	----	------	--------	---------	----------	-----	----	-----	----	------	--------	---------	----------	------	---------	---------	----------	----	----	----	------	--------	---------	----------	--------	------	-----	-------	------	------	---------	---------	----------	------	---	-------	---	----

株式会社 ルハ	株式会社 ツ調剤薬局	草加5丁目店 ルハドラッグ 19	平成二十六年十一 月一日
株式会社 オ	株式会社 タタオ薬局	所沢市東住吉9-1 五 あらいビル F 西21A 二月一日	平成二十六年十一 月一日
株式会社 モール	株式会社 ア千間台西薬局	越谷市千間台西2 1-21-1	平成二十六年十月 一日
株式会社 ユアメディカ ル	株式会社 キえびす堂薬局	比企郡小川町大塚 九六一三	平成二十六年十一 月一日
株式会社 S・M・C	風の道薬局	所沢市東狭山ヶ丘 五127514	平成二十六年十月 一日
株式会社 マ調剤薬局 ツモトキヨシ ファーマシー ズ	マ調剤薬局 戸田駅西口店	戸田市新曾字柳原 七九三	平成二十六年十一 月一日
株式会社サポ ートピーアン ドシー	お茶の花薬局	入間市野田九三五 1-1	平成二十六年九月 一日
株式会社 良	美あおぞら薬局	和光市諏訪四 〇 1-1	平成二十六年十月 一日
有限会社 ンメディカル	サ薬局ユニファ 16	川口市並木三 19	平成二十六年十月 一日
株式会社N・ フィールド	訪問看護ステ ーション デ台三1211 ユーン富士見	富士見市西みずほ 1-1	平成二十六年十月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
梶 浩之		にじいろ鍼灸 接骨院	入間郡三芳町藤 久保二六六一五 二二七七日	平成二十六年十月
東 健介		なのはな整骨 院	東京都練馬区大 泉町二一五二一 二二日	平成二十六年十月
金澤 隆行		大袋の接骨院	越谷市大字袋山 二〇五九	平成二十六年十月 二十八日
小宮山 唯		かみしば接骨 院 KUMABA GAYA	熊谷市肥塚四一 一六七	平成二十六年十月 一日
小澤 剛		せんげん台整 骨院	越谷市千間台東 二一四一八月一 日	平成二十六年十一 月一日
石元 竜起		西川口みんな の鍼灸整骨院	川口市並木二一 二四一三 ソフ イアメゾン一 F	平成二十六年十月 二十八日
新国 省志		有限会社 山 崎整骨院	加須市根古屋六 四二一〇	平成二十六年九月 一日
松岡 祐輝		朝霞リハビリ 治療院	朝霞市溝沼七六 〇 朝霞溝沼医 療センター二一	平成二十六年十一 月一日
鈴木 哲也		鈴喜治療院 鈴喜接骨院	上尾市上尾村一 一九九一三	平成二十六年十二 月一日

杉本 琴絵	清水 博	山口 陵	金井塚 弘美	宇 修	婦木 聖史	河野 雄司	平栗 直樹
骨院 ライフ鍼灸整	本庄 セリオ治療院	所沢分院 カナオ治療院	朝霞 レイス治療院	療院ぷらいむ マッサージ治	本田町整骨院	院 花栗指圧整骨	平栗整骨院
二 ブラザ航空公園A	四 イツB棟 四〇九	一 八 鳴ビル一階	一 〇一 二〇七	五 一 二 G棟 二F	一 九八 ウイス	一 一 一	〇 一 四
所沢市北有楽町二 平成二十六年十月 四 一 〇 エール 一 日	本庄市柏一 三 一 平成二十六年九月 四 本庄スカイハ 一 日	所沢市緑町二 一 三 平成二十六年十月 一 日	朝霞市溝沼四 一 九 平成二十六年十 一 月 一 日	入間市東藤沢三 一 平成二十六年十 一 月 一 日	春日部市本田町二 平成二十六年十月 一 九 八 ウイス 一 日	草加市花栗一 一 九 平成二十六年十月 一 一 日 十 六 日	吉川市吉川一 一 三 平成二十六年十月 一 一 四 二 十 四 日

告示

埼玉県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
眼科 レイクタウン	所在地	越谷市東町二ー八 イオンレイクタウン moriー階	越谷市レイクタウ ン三ーーーイ オンレイクタウン moriー階
医療法人社団 明日佳 埼玉 あすか松伏ク リニック	名称	医療法人優和会 埼 玉のむらクリニック	医療法人社団明日 佳 埼玉あすか松 伏クリニック
医療法人輝吉 会 吉田歯科 クリニック	所在地	草加市長栄町五四五 ー	草加市長栄二ー二 八一二
まゆみ歯科	所在地	草加市新栄町四八四 ー メゾネットS ー階	草加市新栄二ー二 七ー七 メゾネッ トS ー階

二 指定施術機関

氏名	神谷 直毅
変更事項	施術所所在地
変更前	上尾市緑丘一丁目 一七 マリンビ アー ー
変更後	上尾市春日二丁目 〇一 〇

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
さいたま往診富士見市鶴瀬東一 クリニック 六 十一 鶴瀬	SSビル一階B 三十一日	平成二十六年八月 三十一日
医療法人福島 病院 三	加須市本町六一三 三十一日	平成二十六年九月 三十日
千田医院	児玉郡美里町阿那 志五五七一 三十一日	平成二十六年七月 三十一日
医療法人 竹川 内眼科 一 二	川口市栄町二一一 三十一日	平成二十六年八月 三十一日
医療法人社団 永世会 松本 医院 一 二	草加市松原三一 三十一日	平成二十六年十月 三十一日
ハーツデ ルクリニッ ク エール谷塚 駅前一 〇四号	草加市谷塚一 二 平成二十六年九月 三十一日	平成二十六年九月 三十日
岩佐歯科医院	越谷市西方二 〇一 二四 三十一日	平成二十六年九月 三十日
オレンジ薬局	熊谷市妻沼東三 一 三八一 三十一日	平成二十六年十月 三十日

錦町薬局	蕨市錦町五―三― 二八	平成二十六年十月 三十一日
サンラ調剤薬局	川口市並木三―三 一―八	平成二十六年十月 一日
サークル薬局 新白岡店	白岡市野牛一三二 八―ニメゾンコジ マ―階	平成二十六年十月 三十一日
お茶の花薬局	入間市野田九三五 一―	平成二十六年九月 一日
スギ薬局 東み ずほ台店	富士見市東みずほ 台二―六―四	平成二十六年九月 三十日
ウエルシア薬局 久喜青葉店	久喜市青葉四―八 一―二	平成二十六年九月 三十日
サカエ薬局	深谷市岡二七五四 一―二	平成二十六年九月 三十日
あおぞら薬局	和光市諏訪四―一 ○	平成二十六年九月 三十日
エース薬局	所沢市緑町二―六 一―五	平成二十六年九月 三十日

告示

埼玉県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
秋吉歯科医院	越谷市千間台西四 一六五―四	平成二十六年十二 月一日

告 示

埼玉県告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 所在が不明な者の氏名又は名称
木村弥卫門、千島幸明、千島直美、千島春子、山中良平
- 二 通知の要旨
 - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十六年十一月十一日付埼玉県告示第千四百六十六号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

三 作業地域

白岡市の一部

四 作業期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（デジタルエリアセンサー（DMC、GNSS/IMU）による空中写真撮影 撮影縮尺一万分の一）

三 作業地域

蓮田市全域（二十七・二七平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年九月十六日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 縮尺一万分の二）

三 作業地域

吉川市全域（三十一・六二平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十一月十日から平成二十七年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千五百二十八号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影 地上解像度…十センチメートル）

三 作業地域

寄居町全域（六十四・一七平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年八月一日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域（八十二・四平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百三十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業地域

熊谷市（一部）、加須市（一部）、本庄市（一部）、深谷市（一部）、
上里町（一部）

四 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千五百三十一号

平成二十六年埼玉県告示第千七百七十四号で公示した公共測量（三・四級基準点測量、三・四級水準測量、数値地形図地図情報レベル五〇〇）は、平成二十六年十月三十一日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

測量計画機関である小川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

小川町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

小川町全域

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第千五百三十四号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

秩父郡長瀬町全域（三十・四平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年三月二十七日まで

告示

埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

児玉郡上里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画緑地事業

一号 上里町烏川・神流川総合運動公園

三 事業施行期間

平成二十六年十二月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県児玉郡上里町大字忍保字西川原及び字上忍保裏並びに大字黛字下河原甲、字下河原乙、字広黛、字喜多黛、字東耕地北、字大道東、字元社前、字大道西、字化粧塚、字両社西及び字帳場道西並びに大字金久保字大杉、字雷電、字小割及び字淵ノ上地内

ロ 使用の部分

埼玉県児玉郡上里町大字忍保字上忍保裏並びに大字黛字下河原甲、字下河原乙、字広黛、字喜多黛、字東耕地北、字大道東、字元社前、字大道西、字化粧塚、字両社西及び字帳場道西並びに大字金久保字大杉、字雷電、字小割及び字淵ノ上地内

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 南飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字中藤上郷字日向戸丸 七〇二番七地先から同市大字中 藤上郷字山神戸一六四番一地先 まで		区 間
四・八〇 一三・四〇	四・五〇 一一・四五	敷地の幅員 (メートル)
一〇五二・〇〇		延長 (メートル)
道路改築工事		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福 島 浩 之

熊谷小川秩父線	路線名
秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五八 一 一 番 一 地 先 从 同 郡 同 町 大 字 横 瀬 字 拾 四 番 五 九 五 七 番 二 地 先 从 以 来	供用開始の区間
平成二十六年十一月二十八日	供用開始の期日
平成二十年七月四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示三十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九七・三〇メートル (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>県道越谷野田線</p>	<p>路線名</p>
<p>越谷市大字増林字根通三四六〇番一地 先から 同市大字増林字川添六七九三番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年十一月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年八月十四日付け 埼玉県越谷県土整備事務所長 告示第二十七号における道路 区域の一部供用開始である。 延長二三三・〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年五月十四日

指令川建セ第二六 一七号

二 検査済証番号

平成二十六年十一月二十日

川建セ第二六 一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五三番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市久保二一六 ディアス北上尾A 一 二

鈴木将也・鈴木好美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十三年十一月二十五日第百十七号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二條 第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十六年十一 月二十五日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目六十九番一の一部 七十三番一の一部 六十九番三の一部 七十二番三の一部
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二九・九五
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年十一月十一日

指令越建セ第二六〇〇七二号

二 検査済証番号

平成二十六年十一月二十六日

越建セ第三五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目四百九十一番一、五百番一、五百一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四―九―二

株式会社 セキ薬品 代表取締役 関 伸治

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

1 工事概要等

(1) 工事名

中川流域下水道終末処理場第2沈砂池ポンプ棟築造土木工事

(2) 工事場所

埼玉県三郷市番匠免3丁目地内

(3) 工事期間

契約確定の日から平成29年3月21日(火)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 工事内容

躯体工(ニューマチックケーソン工) 一式

イ 規模及び構造

(7) 構造 鉄筋コンクリート造 地下4階

(イ) 規模 長さ L=82.5m 幅 W=29.8m 深さ D=29.5m

(ウ) 掘削面積及び掘削深度

掘削面積 A=2,063.5m² 掘削深度 D=32m

(エ) 主要資材

コンクリート 34,900m³ 鉄筋 5,570t

(6) その他

本工事は、今後発注される「難工事完了実績評価対象工事」の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事完了実績」の対象工事である。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成22年4月1日施行)に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。

総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン(平成26年4月1日施行)、埼玉県下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成26年10月1日施行。以下「低入札要領」という。)及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成26年5月1日施行）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成26年11月28日（金）から平成27年1月21日（水）まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は、上記3(1)に掲載する「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参による「設計図書等貸与申請書」の提出は認めない。

ア 場所

〒341-0056 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号 埼玉県中川下水道事務所工務・修繕担当 電話048-952-9080 ファクシミリ048-952-9234

イ 受付期間

平成26年11月28日（金）午前9時から同年12月17日（水）午後5時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵便又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成27年1月23日（金）までに郵送又は宅配便により上記(1)アの提出先に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料

(以下「確認資料」という。)を添付して、電子入札システム(電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送)により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成26年12月1日(月)午前9時から同年12月17日(水)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成26年12月1日(月)午前9時から同年12月18日(木)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成26年12月22日(月)にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成27年1月6日(火)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成26年12月1日(月)午前9時から同年12月11日(木)午後3時まで(郵送の場合は、平成26年12月10日(水)必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年12月16日(火)までに電子入札システム上で掲示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

入札参加者は質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出期間等

入札書の提出期間等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成27年1月19日(月)午前9時から同年1月21日(水)午後5時まで

(2) 郵便による入札

電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成27年1月22日(木)午前9時30分

10 入札に参加できる者の形態

- (1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。
- (2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県下水道局建設工事共同企業体取扱要綱（平成25年4月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。
 - ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。
 - イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成24年度及び平成25年度に完成した埼玉県発注工事のうち、土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成11年4月1日から本件入札の公告日までの間に、次のア及びイに該当する工事を元請

けとして完成させた実績を有すること（ただし、ア及びイの実績は別工事でもよい。）。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、出資比率が30%以上のときのものに限る。

また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）の施工実績は問わない。

ア ニューマチックケーソン工法による工事

イ 下水道終末処理場、ポンプ場又は浄水場における新設の土木工事（ただし、現場打ち鉄筋コンクリート造による沈砂池、沈殿池、反応タンク、汚泥貯留槽、雨水滞水池、雨水貯留池、取水ポンプ井、ろ過池、活性炭吸着池、オゾン接触池、配水池又は浄水池を含む。）

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、ニューマチックケーソン工法による工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3,000万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2,500万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成26年10月1日施行。以下「低入札要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月

以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に埼玉県下水道局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

キ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法

(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があつた場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

15 入札保証金

本工事は入札ポンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第171条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒341-0056 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号 埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 電話048-952-9098 ファクシミリ048-952-9234

イ 依頼書提出期間

平成26年11月28日（金）午前9時から平成27年1月19日（月）午後5時まで

ウ 納付期限

平成27年 1月21日（水）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番 1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

平成27年 1月21日（水）午後 5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記(4)ア(ウ)にあつては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(4)ア(ウ)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成27年 1月21日（水）午後 5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成27年 2月27日

(金)までの期間を含むこと。

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他下水道事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

16 支払条件

- (1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。
ただし、債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

- (2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。
ただし、債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

17 現場説明会

開催しない。

18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値又は総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(#) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(ク) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成22年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required

No. 2 Grit Chamber Pump Building Construction for the Nakagawa Basin Sewerage End Water Treatment Plant

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. November 28 (Friday) until 5 p.m. December 17 (Wednesday)

(3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. November 28 (Friday) until 5 p.m. December 18 (Thursday)

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. January 19, 2015 (Monday) until 5 p.m. January 21, 2015
(Wednesday)

(5) Date and Time of Bidding

January 22, 2015 (Thursday) at 9:30 a.m.

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「第二百一条の十四第一項」を「第二百一条の十五第一項」に改める。

第八十五条中「第二百一条の十四第一項」を「第二百一条の十五第一項」に改め、「衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事及び市長の選挙において」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県選管告示第六十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

日 時	場 所	議 題
平成二十六年 十二月二日（火） 午後七時	庁議室	衆議院議員総選挙について
平成二十六年 十二月四日（木） 午前十時	選挙管理委員会室	衆議院議員総選挙について

告 示

埼玉県選管告示第六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 七百八十番地